

# 津波犠牲 大川小に責任

## 石巻市・宮城県に14億円賠償命令

### 「教員は襲来予見」

#### 裏山避難で回避可能

仙台地裁

東日本大震災の津波で死亡・行方不明になった石巻市大川小の児童23人の19遺族が市と宮城県に約23億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁は26日、「教員らは大津波の襲来を予見でき、裏山に児童を避難させるべきだった」と学校の責任を認め、計約14億2660万円の支払いを命じた。学校の管理下で震災の津波の犠牲になった児童生徒を巡る司法判断は初めて。大災害時でも臨機応変な対応を学校に求める内容で、全国の教育現場に大きな影響を与える可能性がある。



判決後、仙台地裁前で勝訴の横断幕を掲げる遺族。26日午後3時10分ごろ、仙台市青葉区

高宮健二裁判長は「教員は、自らの判断で避難できない児童の安全を確保すべき義務を負う」と指摘。海から約4キロ離れた大川小は、市の津波浸水予想区域からも外れていたが、「津波が来る7分前の午後3時

#### 大川小訴訟判決骨子

- 宮城県と石巻市は、児童23人の遺族に対し約14億円の賠償義務を負う
- 教員らは広報車の避難呼び掛けを聞いた段階で、津波の襲来を予見できた
- 堤防付近への避難は不適当
- 裏山に避難させなかった過失で児童を死亡させた

#### 大川小津波訴訟の主な争点

	遺族側の主張	石巻市、宮城県側の主張	判決
予見可能性	大川小が震災前年に改訂した危機管理マニュアルは、津波の到来を念頭に置いていた。防災無線や市広報車、保護者らからの情報で津波の襲来を認識できた	大川小は市の浸水予想区域外で、過去、この地区まで津波が到達した記録はない。当時得られた情報から想定を超える規模の津波は予測できなかった	遅くとも午後3時30分ごろに市広報車が学校前を通過し「津波が松林を越えた」と高台への避難を呼び掛けた時点で、教職員は大津波の襲来を予見し、認識した
震災当日の避難行動	適切な情報収集や分析をせず、約45分間、児童を校庭に待機させた。津波の襲来直前、(津波が来る方向の)北上川の堤防道路へ向かったのは、教職員の重大な過失だ	裏山は崩壊や倒木の恐れがあった。長年居住する地域住民も多数犠牲になっていた。区長を含む住民と協議し、北上川の堤防道路に向かう判断をしたこと自体が過失とは言えない	市広報車の呼び掛けから津波を避難させる時間的余裕があった。津波を回避できる可能性がより高い場所に避難すべきなのに、堤防道路へ向かったのは教職員の過失だ
結果回避義務違反の有無	裏山やスクールバスなど被災を回避する手段は十分あり、全児童を津波から救うことができた	津波を予見してから襲来までの間に安全な場所に移動することは極めて困難で、結果は回避できなかった	裏山は小走りで行ける距離にあり、児童も学習で登っていた。裏山への避難を選択していれば犠牲を防げた可能性がある

30分ごろ、市広報車が高台への避難を呼び掛けており、教員らはこの段階で大津波の襲来を予見し、認識した」と認定した。津波の襲来直前に校庭近

障がない。堤防付近への避難は不適当だった」と結論付けた。遺族側代理人の吉岡和弘弁護士は「子どもたちの声が届いた。原告らが望んでいた結論、判決を頂いた」と評価した。

亀山石巻市長は「結果を重く受け止めている。判決内容を精査し、対応を決めたい」と説明。村井嘉浩知事は「家族の心痛は大きく、思いを受け止めなければならぬ。市と協議し、対応を判断したい」と述べた。

判決によると、2011年3月11日午後2時46分に地震が発生し、大川小教職員は約45分間、児童に校庭で待機するよう指示。市広報車が高台への避難を呼び掛けた約7分後の午後3時37分ごろ、北上川堤防付近へ向かう途中で高さ8メートルを超える津波にのまれ、児童74人と教職員10人の計84人が死亡・行方不明になった。

遺族は14年3月に提訴し、今年6月に結審した。同地裁で言い渡された津波訴訟判決は6件目。行政の賠償責任が認められたのは、東松島市野蒜小を巡る訴訟(仙台高裁で審理中)に続き2件目となる。

### 「想定外」免罪符にならず

【解説】石巻市大川小津波訴訟の仙台地裁判決は学校教員に対し、震災発生から刻々と変化する事態に的確に対処する判断力と行動力を求めた。「想定外」は免罪符にはならない。教育界に警鐘を鳴らした意義は大きい。子どもの命を預かり、守る覚悟が改めて教育現場に問われている。

津波を予見できたタイミングについて、地裁は市広報車が高台への避難を呼び掛けた3月11日午後3時30分と認定。「津波の襲来まで7分間の余裕があり、教員は可能な限り被災を回避できる場所に児童を移動させる義務を負っていた」と指摘した。

津波が襲来するまでの51分間を知る、唯一の生存教諭(男性教務主任)への尋問は見送られ、「避難が遅れた理由」は十分解明されなかった。病気休職中とはいえ、教諭は第三者事故検証委員会の聞き取りに複数回、最長3時間応じており、地裁の判断は極めて残念だった。

「児童の安全を優先し、学校自ら決断すべきだ」と自主性を求めた。一方、大川小の危機管理マニュアルは、津波に対する検討の不備が遺族側から指摘されていたが、判決は詳しい言及を避けた。

岩手県の洪水被害や熊本地震などで全国各地で災害が頻発する中、「想定外」という言葉が今も繰り返されている。大川小の児童・教職員84人の犠牲を無にしない、との誓いは教育界にとどまらないはずだ。

(報道部・斎藤隼人)